

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2 0 2 1 年) 2 月 1 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

町田市民病院使用条例（昭和39年3月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 診療料</p> <p>健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額。ただし、保険診療によらないものについては、診療報酬の算定方法に定める点数に1点単価15円（交通事故による診療については20円、<u>妊娠及び出産に係る診療（入院中に行うものに限る。）</u>については12円）を乗じて得た額とする。</p> <p>(2)～(17) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 診療料</p> <p>健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額。ただし、保険診療によらないものについては、診療報酬の算定方法に定める点数に1点単価15円（交通事故による診療については20円）を乗じて得た額とする。</p> <p>(2)～(17) 略</p> <p>3・4 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。